

原著論文

スポーツの「力」の文化的意味と所在に関する一試論
—丸山富雄のスポーツ論を補助線として—

藪 耕太郎

Kotaro Yabu: A Tentative Assumption on the Cultural Meaning and Location of the "Power" of Sports :Through supplementary use of Tomio Maruyama's sports theory: Bulletin of Sendai University, 49 (2) : 89-102, March, 2018.

Abstract: This study considers the meaning and location of the "power" of sports from two perspectives. One is characteristics inherent in the culture itself of sports, and the other is a tense relationship between sports and society. And when considering this point, it is meaningful to criticize Tomio Maruyama's sports theory and to succeed it.

According to this problem consciousness, in this paper I considered as follows.

Firstly, the problem of combining idealism and policy theory in Maruyama's sports theory was pointed out.

Secondly, the location of modernity and freedom in sports was reconsidered.

Thirdly, liberty and rights issues in sports became clear.

Fourth, I deal with the possibility of public formation through play as "spiral movement" Maruyama indicated.

"Spiral movement" of sports is not just returned inside each individual, In principle it calls for a connection with "others". Therefore, private personalities can be organically connected to public ones while securing personal pleasure.

Key words: modern, liberty, legal rights, play, publicity, humanism

キーワード: 近代, 自由, 権利, 遊び, 公共, 人間主義

はじめに

「スポーツの力」なる標語が喧しい。今やスポーツには、心身の健康および体力の維持増進、こころの充足、道徳心の涵養、国際交流、地域活性化、経済や商業の活性化など、あらゆる課題を解決する役割が、万能薬の如く求められている。こうしたスポーツの道具的利用が積極的に推進される一因には、スポーツの非有用性や私的当為性が、スポーツの有用性の論理に先んじて理解されていることがあろう。つまりス

ポーツは諸個人に楽しみをもたらす「善良」な文化である、という一般理解のうえに、スポーツの道具的活用は正当化されている。

この点でスポーツの文化的価値は、たとえばオモーフレーベの「スポーツがなければ、私たちの生活には緊張や、興奮、楽しみや娯楽、生き生きとしたものがほとんどなくなってしまうだろう」¹⁾という一文を想起すれば十分だろう。そして、永島惇正によるグラーベの論の解釈を踏まえれば、スポーツの理念は「スポーツ自身の中から生まれるが、その最後の拠点は」

「人間の統一性と全体性、個人の尊厳と不可侵性、一般社会利益と幸福の実現」という「スポーツの外」にある²⁾。それでは翻って「スポーツの力」のスローガンは、またそれに基づく諸施策は、この「最後の拠点」（それは同時に最初の基点でもあろう）について、どれほど真剣に思いを巡らしているのだろうか。

個別と一般、私人と国民など、広義での公私関係は、単純な二項の関係ではなく、極めて複雑かつ複層的な相補・相克の力動性を帯びている。そしてスポーツは固有性を持ちつつも、この動的関係において絶えず価値が揺らぐ文化である。さらに動物的な生と政治的な生が相互浸蝕にある領域で我々が日々の「生」を営むなかで、スポーツはそのどちらの「生」とも強く引き合う。もしも「スポーツの力」がこうした前提を軽視するならば、その「力」は我々の「生」を潤すどころか却って脅かしかねない。とりわけ、スポーツがときに思想善導の名目下で国民統合や動員の手段と化した歴史を知る我々にとって、スポーツを介した私的な快と公的な善との結合には、極めて慎重な態度で臨む必要がある。それは、スポーツによる統制が、上から抑圧的に進行したというよりは、むしろ国民レベルでの自発性や歓喜を伴って達成されたという、近年のスポーツ史の知見を踏まえればなおさらだろう³⁾。

つまり「スポーツの力」を扱うのであればこそ、スポーツの「力」の所在と意味について、我々は絶えず問い続けなければならない。とりわけ、スポーツの価値が人間主義的観点から裏付けられる一方で、その政治化が図られるならば、スポーツに託された人間と世界の理想が、現実といかなる関係を切り結ぶのか、理想と現実、あるいは公と私の織り成すギャップやアンビバレンスを含めて批判的に検討されるべきだろう。全人性の回復やあるべき世界の想像（創造）という理想ないし「拠点」を抜きに、我々は未来を展望できないし、また同時に社会的現実から離断された理想は容易く空疎化・形骸化する。スポーツの「力」の意味と所在は、第1にスポーツという文化自体に内在する特性及びそこから捻出される理想と、第2にスポーツと社会との

緊張関係との、双方の側面から捉える必要があるだろう。

とはいえこの問題は、真正面から取り組むにはあまりに巨大で茫漠としており、聊か手に余る。そこで本稿では、2017年3月に本学を退職された丸山富雄元教授（以下、丸山と略す）が著した2点の論考、即ち「遊びからスポーツへの機能変動に関する一考察」⁴⁾（以下「機能変動」と略す）と「近代性のゆらぎと『遊びとしてのスポーツ』の復権」⁵⁾（以下「復権」と略す）を補助線として活用したい。それは、丸山の考察が、一方でスポーツの特殊独自性や私的当為性に依拠したスポーツ論の意義と問題を析出する際の手掛かりとなり、他方で丸山の人間主義的なスポーツ理解には、スポーツの文化的豊かさを我々の「生」の豊かさへと繋げる手掛かりも含まれているからである。そこで本論では、単に丸山の論点に盲従するのではなく、まずは複数の角度から丸山の論を厳密かつ批判的に検討したうえで、こうした可能性を積極的に読み解きたい。その際の手順は次のとおりである。

第1章では、「機能変動」と「復権」の両論文を検討し、その論点を提示した後に、丸山のスポーツ論における理想論と政策論の結合の問題を指摘する。第2章では、管見の限り最もクリティカルなプレイ論批判を展開した山下高行の論考を手掛かりに、丸山のスポーツ論における近代と自由に関する分析視角の陥穽を探る。第3章では、スポーツを巡る自由と権利の所在について、特に社会権的自由と自由権的自由の相関構造の観点から論じる。第4章では、私的当為性に基づく公共の形成を論じた菊幸一の論考を手掛かりに、丸山が示したスポーツの「螺旋的運動」が、この契機において一定有効であることを試論的に示す。

1. 丸山富雄のスポーツ論

1-1. 「機能変動」と「復権」の論旨

「機能変動」で丸山は、現代日本社会のスポーツの疎外状況を告発し、フレデリク・ボイテンディクの現象学的人間学を活用して、その克服

の契機を「遊び」の本質と機能に見出した⁶⁾。即ち原初の形態において「未分化で無秩序な興奮と自由奔放な空想に」⁷⁾ 基づく行為作用としての遊びが、目標志向性を持たない完全に個人的な恣意的活動であることを、積極的に価値づけた。以下、本研究ではこの定義に基づく遊びを便宜的に「遊び」と呼ぶ。

次に丸山は、本来的に自己完結的でまた無限反復的な性格を持つ「遊び」に、特定の条件や規則、目標が設定されることで、「遊び」からスポーツへの移行が生じると論じる。この点で「遊び」とスポーツの繋がりとは連続的ではなく、むしろ非連続的で根本的な機能の質的な変動とされる。さらに丸山はスポーツを「達成行為」と「競技」の2つに分類し、「達成行為」を個人の主体的な目標設定に応じて理想の追求や達成を目指す自律的規範に基づく行為、「競技」を制度への義務と服従という規範や有用性の論理に支配された「抵抗と手段の世界」や「相対的価値の世界」を形成する行為、とそれぞれ捉えた。

ここで注視すべきは「達成行為」と「競技」の序列的解釈である。つまり、希釈されつつも「遊び」が一定温存された形態を持つ前者に比して、後者はもはや「遊びや達成行為とは全く相違する生の領域」⁸⁾ にある、とされる。なぜなら「競技」は「労働と同じように、間断なく拡大・発展する」⁹⁾ が故に「競争への志向は非常に拡大し、そのみが強調されたり、内的な自律的・絶対的価値が見失われたりする」¹⁰⁾ からである。

こうした丸山の解釈の背景には、「現代の競技スポーツの矛盾や弊害」¹¹⁾ が露呈する、「今日の高度化された競技スポーツのアノミー現象」¹²⁾ があった。丸山はこの状況を打破するために、「プレイヤーを疎外するものではなく、創造的に人間を陶冶する一形態」¹³⁾ としてのスポーツについて、「スポーツの原点、すなわちスポーツの原初的な形態の本質や意味」¹⁴⁾ からの探究を試みた、と見做して良いだろう。

続いて「復権」を検討したい。まず確認すべきは、近代合理主義の浸透や貫徹に伴うスポーツ界における「競技」の支配という構図が、世

紀を跨いでなお存続し強化されているという「危機」の一方で、いまや社会全体に「近代のゆらぎ」が生じつつあり、従って現代はこうした近代の「危機」を乗り越える「好機」ともなりえる、という丸山の時代認識である。

この認識のうえで丸山は、学校と企業の役割に終焉や変容を促す、というのも戦後日本のスポーツは「機能を優先し、効率や能力主義、合理主義が支配する産業社会の価値観」¹⁵⁾ を反映する「学校や企業という機能優先社会」¹⁶⁾ を基盤として、「試合中心の運営、勝利主義的スポーツ観、学校や行政などへの依存的・寄生的体質、また縦社会特有の権威主義と集団主義」¹⁷⁾ が温存されたまま、「コンサマトリーな自立した文化として成熟せずに今日を迎えてきた」¹⁸⁾ からである。とりわけ「目的志向的あるいは業績志向的行為」¹⁹⁾ たる「競技」は、この機能集団において醸成された、と丸山は論じる。

一方で丸山は、厚東洋輔と今田高俊のポストモダニズム論を下敷きとして「既成の安定した社会制度や規範がゆらぎ、問題解決能力を無くす」²⁰⁾ 状況を「近代性のゆらぎ」²¹⁾ と捉え、そこに「機能優先の文明に代わる意味充実の文明への変態」²²⁾ の好機を見出す。即ちこのゆらぎは「結果や機能、あるいは繁栄といった次元とは違う、意味や豊かさ、ゆとりを、あるいは活力ある安定」²³⁾ といった「ポストモダンに求められる付加価値」²⁴⁾ を獲得する好機であり、丸山はそこに「遊び」としてのスポーツが復権される可能性をみた。

ところで「復権」の執筆当時は、スポーツ振興基本計画が具体化し、「競技」偏重からの脱却をひとつの目標とする総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブと訳す）の整備が図られた時期である。この点で、丸山が学校・企業を批判し地域社会に可能性を見出したことには、一定の論拠と妥当性がある。また、この計画が2011年のスポーツ基本法へと接続し、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利」であると明文化されたことに、丸山の展望のひとつの結実をみることもできよう。

あるいは総合型クラブが全国で3,500以上設

置され、国民の週1回以上の運動・スポーツの実施率も40%を突破したばかりでなく、実施理由の上位に「楽しみ、気晴らし」や「友人・仲間との交流」²⁵⁾が挙がる現状に、「遊び」の「復権」を見出すことができるかもしれない。少なくとも、「これまでの『競技スポーツ』に馴染めなかった人々の大きなうねり」²⁶⁾から、従前とは異なる形態のスポーツ受容が生み出されつつあることは確かだろう。

1-2. 「体育人」のスポーツ論

しかし、上記の肯定的状況を覆しかねない報告もある。スポーツ実施の理由の第1位は依然突出して「健康・体力づくり」²⁷⁾の有用性であり、また非競技系スポーツの多くは公共スペースや民間スポーツ施設、家庭で実施されている。総合型クラブが重視する地域社会とスポーツの関係については、「スポーツ組織の活動が地域コミュニティに創造性や問題解決能力を付与するというスポーツ社会学者好みの仮説が、…(中略)…時には『実証的に』否定されてきた」²⁸⁾という西山哲郎の批判もある。

あるいはスポーツ庁が要求した平成28年度概算予算総額約367億円の内訳では、競技力向上関連予算の約159億円に比して、社会福祉関連予算は約21億円に過ぎない²⁹⁾。スポーツ基本法でもエリートの育成や国際競技会の誘致が国の義務である一方、スポーツ施設の整備や地域スポーツ振興事業は努力規定に留まる。この点で加藤大仁の「スポーツ基本法は国がトップスポーツを支援しなければならないことを定めたが、一般国民の『スポーツ権』を確保するための実効性という点では、スポーツ振興法とあまり変わり映えがしない法律になってしまう可能性もある」³⁰⁾との指摘は妥当だろう。

視点の射角によってスポーツを取り巻く状況の評価が異なるのは当然である。それを承知のうえで、そもそも体育・スポーツの専門家が図らずもこうした相克的状況を結果的に後押ししてきたことも看過できない。佐伯年詩雄の指摘に従えば、実践性に強く拘泥する「体育人」のパラダイムは、社会体育からコミュニティ・スポーツ、みんなのスポーツ、生涯スポーツ、そ

して総合型クラブへという流れと政策誘導的に同調してきた³¹⁾。

その意味で、この文脈におけるスポーツ論は一面で未来論的だが同時に保守的な秩序形成論でもある。つまりスポーツの有する豊かな可能性や理想的未来を描出しながらも、しかしそれは政策的に実現可能な未来と十分な対決を経ないまま、実現可能な未来から逆算された「いま・ここ」の社会的現実へと回収されており、理想的未来から導出されるダイナミズムが減じている。さらに2つの未来が齟齬状態のまま併存するが故に、実現可能な未来が実際に「いま・ここ」として現実化した際、却ってその不完全さが浮き彫りとなる。かくして新たな実現可能な未来がその都度設定し直されるが、結局は同様の「いま・ここ」認識が再度到来する、といった具合に、ある種の循環論に陥っているといえよう。

理想的未来への期待とその現実化との相関を問う眼差しは極めて重要である。ただし、未来への期待と失望の落差が、却って我々の「いま・ここ」とそこに至る過程の過大／過少評価を生み出すことにも、同じく注意を払わなければならない。この問題は次章で詳らかにするが、取り急ぎここでは丸山も依拠した今田による、次の警句に耳を傾けておこう。即ち「ポストモダンの場面を不必要に強調し、モダン崩しにとらわれることは危険である。差異化によるカオスの創出だけでは、モダンの脱構築どころか、その契機さえも灰にしてしまいかねない」³²⁾と。丸山を含む理想論的スポーツ論は、特にその人間主義的観点において、現代スポーツの在り方を批判的に読み解く一助となり得る。そして、だからこそこの意義を論じる以前に、現代スポーツの「いま・ここ」性を歴史的観点から検討しなければならないだろう。

2. 丸山のスポーツ論への批判的留保

2-1. 近代の両義性

「機能変動」で丸山は、ヨハン・ホイジンガやロジェ・カイヨワ経由のスポーツ＝プレイ論(以下プレイ論と略す)では「遊び」の本質を十分に捉えられないと考え、「遊び」からスポー

ツへの移行をあたかも単線的に捉える視座を打破するために、ポイデンティク現象学に着目した。こうした丸山の主張は、竹之下休蔵らを中心とする従前のスポーツ＝プレイ論への批判が噴出していた1970-80年代の研究潮流に棹差すものと考えられよう³³⁾。

けれども「たんに余暇や娯楽の問題にとどまらず、人間観や文化観・社会観の基軸の転機を伴うものとして、それらを遊びの平面から逆照射していく志向性を内包」³⁴⁾する当時の諸考察が、「そのモチーフにおいて基本的に一致しており、一般に『プレイ論』として概括され得る」³⁵⁾とする山下高行の見解に倣うならば、丸山のスポーツ論もまた、プレイ論の変種としての性格をもつ。以下、本章では山下の論考を軸として、近現代のスポーツと社会の関係をまとめつつ、同時にそれを自由の両義性という観点から照射したい。

まず、上述の「モチーフ」とは、端的には「近代合理主義の敵対視と、危機の克服の志向を遊びのなかに投射するという願望」³⁶⁾である。またこの文脈における近代とは、業績本位的な価値観の反映された時代や、相互に道具視する人間関係のもと、他者から尊厳や人間的価値を剥奪する社会を指す。そしてこの論理において競技スポーツは「『競争による特権の取得』の秩序」³⁷⁾として、「スポーツからプレイの要素を喪失させた元凶」³⁸⁾と見做される。従ってプレイ論においては、こうした抑圧状況の克服が目標とされ、近代原理に基づく現状の支配的構成を人間の本源的生の回復によって転倒させるために、プレイが希求される³⁹⁾。

その際、スポーツからの疎外という第1の疎外がある程度克服されている現実的状况下では、プレイの本源性を取り戻す試みより、むしろスポーツにおける疎外を告発することが目指される。つまり「スポーツ自身に内在している近代の原理を再検討し」⁴⁰⁾、「競争における他者剥奪関係を意味の相互体験を深化させる方向に転換させる」⁴¹⁾ことが目的化される。丸山の論においては、「達成行為」と「競技」との序列的な区別もこれに該当しよう。

この点で山下もまた、近代にある種の病理性

を認めており、また「プレイ」を軸に疎外状況からの克服を企図する⁴²⁾。ただし方法論的に山下は、単に近代を否定的契機と捉えるのではなく、特に自由と権利を巡る我々の営為の蓄積として積極的に評価すべき近代と、しかしそれが必ずしも良好に機能しない近代との両義性や同時性を考究することで、スポーツの「いま・ここ」における到達点と課題とを見極めようとするのである。

2-2. 2つの「自由」

それでは近代の両義性への理解が不十分な場合、どのような陥穽が予想されるだろうか。第1に、プレイ論で想起される過去はしばしば、①否定の対象としての近代という実在の過去と、②本源的な（実在しない）理想的過去、として矛盾的に併存している。この相克の内実を問わずに②を現実化しようとするれば、その痕跡は①に依拠せざるを得ない。たとえば「遊び」の理想的な原風景を1960年代頃の「かつての草野球などの子どものスポーツ的遊び」⁴³⁾の実在に求めた場合、理想の発現を現実の過去に定位させることで、却って①を成立させる論拠が自壊してしまう。つまり、②を実証する特定の過去が主観的に①から選別されることで、却って②の形而上的意義が減じたり、あるいはノスタルジック・イデオロギーに囚われたりしかねない⁴⁴⁾。

第2に、こうした過去の扱いは、「いま・ここ」の否定や過小評価に繋がると同時に、その未来での克服を期待することの裏返しとして「いま・ここ」の肯定や過大評価ともなる。つまり「いま・ここ」は常に危機＝好機として理解される。引き続き山下に倣えば、社会変動や国民意識の変化、脱産業化の志向を前提に、企業社会が生み出す疎外の問題や国民の文化的生活の貧しさを批判した、80-90年代の「豊かさ」論もその一例だろう。確かに当時の「新人類」が新たな価値観やライフスタイルを生み出したことや、また社会秩序の管理基盤が地域社会に見出されたことの意義は一概に否定できない。けれどもその論理が、「創造的安定社会」なるスローガンのもとで、「福祉国家的政策の削減にも耐えう

る社会層の将来展望と極めて類似」⁴⁵⁾した新自由主義的な体制を結果的に擁護・補完・正当化する一翼を担ったことも看過すべきではなからう。

重要なことは、先にも論じたように、現前のスポーツのありようが、歴史的営為の到達点であると同時に、だからこそ常に形骸化の契機を孕む、という二重性への理解である。より厳密には、唯一不可侵の個たる「私」を単位とする、いかなる制約からも自由という意味での自由権的自由と、その自由が国家＝公的な単位で保障されるという意味での社会権的自由とが、相補かつ相克的な関係にある、という点を見逃してはならない。この点で、もしもプレイ論が自由権的自由にのみ傾斜すれば、それはスポーツの手段的利用を拒否し、豊かな全人性の回復を目指す点で批判的性格を有しながらも、自由が権利として社会システムに編成される契機を、自由の形骸化や自由の束縛としてのみ看取してしまうことになる。

この批判は、丸山の「遊び」論の否定ではない。むしろ、有用性の論理や他律的な拘束を拒む自己目的的価値の追求に見出される「遊び」の価値は、スポーツの「力」が「公」の名の下に我々を抑圧するような状況と対峙するうえで、極めて有効な別様の「力」となり得る。だからこそ、この「力」の可能性を論じる前に、スポーツを巡る自由と権利の問題を検討しておく必要がある。

3. スポーツを巡る権利と自由

3-1. 学校・企業・地域社会とスポーツ

日本の国民スポーツを検討する際に前提とすべきは、憲法第25条とも結節するスポーツ享受の国民的権利の実質的内容が、いわゆる日本型福祉社会の形成過程において国家-国民の緊張関係を欠いたまま不問にされており、かつ企業が社会福祉を一面で代替したことで、我々の文化的生活は、国家を擬制する企業社会への従属の対価や恩恵として長らく据え置かれてきたことだろう。従って、学校を企業社会への参加の準備期間と捉えたり、その教育上の役割を従

順な労働者としての国民の育成とみる限りにおいて、学校と企業は同根の機能集団とみなされ、否定の対象となり得る。確かにこうした理解には一定の妥当性がある。

けれども国民の文化社会的営みを曲がりなりにも保障してきた既存のスポーツ基盤を闇雲に否定することは、却って新自由主義下における福祉の貧困を逆説的に正当化しかねない。その意味で、学校や企業におけるスポーツの未熟さもまた、社会権的自由の担保と自由権的自由の制約の問題として読み解くべきである。

たとえば学校スポーツは25条だけでなく、憲法26条が示す教育権とも深く結節することを見逃してはならない。確かに、勝利至上主義的なスポーツや子どもの商品（広告塔）化を推し進める学校も少なくない。また、頻発する事故や体罰、あるいはブラック部活の問題などは厳しく追及する必要がある。けれども、多くの子どもが学校を活用して、気軽にまた安心してスポーツを楽しむことの積極的意味もまた無視できない。つまり、スポーツ享受の機会を提供する場としての学校の機能と役割を闇雲に否定しては、それは生存権と教育権を跨ぐ、国民の豊かな生に関わる重要な権利を自ら手放すことになりかねない⁴⁶⁾。

一方で、学校や企業に代わる役割が期待されてきた地域社会にも無視できない問題がある。というのも、企業社会の未熟な福祉がもたらす問題について、それをあたかも家族愛や地域の協同や道徳的な問題として解決する役割を、地域社会は「自発的」に担ってきたからである。この点で、とりわけ「日本の伝統」の下で家族や地域に課題解決を求める日本型福祉社会のありかたは、脱家族化や脱商品化の指標などとも照応して改善しなければならない。

ただし、そうした問題を解決してなお、地域社会を「地位や身分から解放された第三空間（レクリエーションのための空間）」⁴⁷⁾として必ずしも手放しでは賞揚できない⁴⁸⁾。なぜなら地域社会のスポーツは地域の課題と地続きであるがゆえに、そこがいわば市民と社会の対決のアリーナともなり得るからだ。この観点においてスポーツは、一方で秩序形成の機能を果たしつ

つも、他方でだからこそ秩序を形成する論理の正当性を批判的に問う契機ともなる。この点を等閑視して、第三空間にユートピアやアジールを見出すことはできないだろう。

ところで学校・企業から地域社会へ、という移行を論じる際に看過できないのは、その転換について、強制的動員から自発的参加、あるいは受動的国民から能動的市民、といった、我々の能動性から称揚することの是非である。たとえば総合型クラブをみれば、やや古いデータになるが、2008年の段階で政策推進主体の70%以上が行政や体育協会であり、また69.1%の住民はクラブの存在自体を知らない⁴⁹⁾。これは単なる市民参加の立ち遅れを示すのだろうか。次節では、この疑問を起点に、スポーツを「する」という意思を巡る問題を検討したい。

3-2. 「しない」自由

市民の主体性に基づくアクティブな社会を目指すことには意義があろう。けれども無批判に主体性を称揚して市民参加率の向上を煽ることは、ある種の危険性を伴う。市民社会と国家の緊張関係において、市民は国民に必ずしも即応しないが、もしもこの点を看過すれば、西山が指摘するように「コミュニティ・スポーツが行政の下請け的な『受容的公共圏』の成立に手を貸してしまう」⁵⁰⁾ ことにもなりかねない。

スポーツの「楽しい」は、私的な感覚の領域に留まらず、いまや公的な保障の上に成立している。その意味で「楽しい」は「私」と「公」とを接続する。その積極的意義は次章で論じるが、それ以前にここでは、「楽しい」で結ばれた回路が双方向的である以上、「公」、特に「国家=公」的な論理が「私」を浸蝕する問題に触れておきたい。それは、スポーツ基本法の制定を巡る「本来スポーツは楽しいものであるとの立場から、スポーツにかなりの重荷〔地域社会の問題の解決から国際化への対応、遊びの担保からその経済利用まで：引用者注〕が課せられ」⁵¹⁾ するという加藤の指摘とも結節する。

しばしば指摘されるように、人格化された国家と同一視される家父長主義的な「公」の恩寵のもとで漸く「私」の存在意義が認められる、

という日本社会の構造は、自立的なアソシエーションの形成を阻む要因ともなってきた。こうした構造上の問題に加えて、国家による国民の動物的な生の管理の強化を踏まえれば、上記の指摘はより深刻度を増すだろう。たとえば運動・スポーツの実施状況をみれば、19.1%の回答者が1年間に亘って無実施であり、理由のうち13.5%は「運動・スポーツは好きではないから」である⁵²⁾。また必要な運動量に基づく運動を未実施の成人67.5%のうち、71%が今後もスポーツ・運動を実施する意思のない無関心層である。ここで問うべきはその数値ではない。「健康的な生活を送るための情報収集・試行」に基づくデータの政治性である。加えて以下の点も強く考慮しておきたい。それはスポーツ基本法において、スポーツ振興法には記載されていた「国家による国民へのスポーツの強制を禁じる条項(第1条第2項)」が継承されなかったことである⁵³⁾。

この点で、スポーツをしない人々は二方向から抑圧されかねない。即ち、スポーツは私的次元において楽しいはずであり、かつ公的には健康に良いはずである、というポリティカルメッセージは、それが私的な快と公的な幸福を統合した豊かな生を演出するがゆえに、極めて強力な包摂・統合のイデオロギーとして作用する。一方でそれは矯正・排除の論理を表裏に持ち、こうした価値に興味関心を持たない人々の態度や身体を、私的／公的な次元で「問題」視し、それを是正しようとする。私的なものと公的なものは混交的に存在し、双方の境界が極めて曖昧であるがゆえに、この圧力に対峙するのは容易ではない。

スポーツを「する」自由と「しない」自由とは、本来的に等価である。しかし「しない」という選択の価値を問わずに「する」自由のみが歪曲的に肥大化し、それが社会権的自由へと編成されれば、それは「する」ことを前提としたうえで何を選ぶかという、極めて矮小化された選択の自由でしかない。社会権的自由の意義を認めるからこそ、制度化の過程で委縮した「しない」自由の意味もまた、積極的に看取せねばならない⁵⁴⁾。

そして「しない」自由を検討するにあたり、丸山が論じた「遊び」の理想は重要な意義をもつ。なぜなら「遊び」の本質が「目標志向性」をもたない「全くの個人的な恣意的活動」であれば、スポーツにどれほど公的な価値が付与されようと、当人の意志に基づいてそれを拒否することは当然の権利であり、丸山の論はこの拒否権の論拠を提供するからである。

あるいは次のように言えるかもしれない。丸山が示す「遊び」の私的当為性は、特にそれが人間の尊厳やその営為の豊かさに基点を持つならば、本来的な「楽しい」行為が疎外される状況と対峙する一助となるはずである。その意味で自由権的自由としての「遊び」を拠り所に社会権的自由の意味を問うことは、単に理想と現実の乖離を慨嘆する段階に留まるものではない。ただし、この種の「力」を探るためには、「遊び」の自由の内閉性を打破し、自己実現的な自由と共同的な自由との相関が問われなければならない。次章ではその可能性について論じたい。

4. スポーツの公共性と「螺旋的運動」の可能性

4-1. 出発点としての利己的なプレイ欲求

「遊び」が自由奔放さに基づく全く恣意的な活動ならば、それは外的世界と切り離された、遊戯を求める諸個人の内在的な欲求となり、従ってその自己本位的な私的当為性はときに利己主義と区別が付かないだろう。こうしたプレイの内在的で利己的な性格を徒に称揚するわけではないが、人間のある種の身勝手さや弱さを積極的に引き取ったうえで、「私」が「公」と有機的な関係を切り結ぶ可能性を見出す研究の意義もまた、軽視できない⁵⁵⁾。

こうした研究のなかでも、菊幸一の論考は本研究と問題意識を多く共有する⁵⁶⁾。というのも菊は「活私開公」の論理に基づく加藤典洋の公私論を援用して、「私」的なプレイを人間の本源的欲求としての私利私欲と見定め、この欲求を初発とする諸個人の相互関係を通じて、労働の延長としての「社会的なもの」から相対的に自由な「新しい公共」が生起する可能性を見出

すからである⁵⁷⁾。以下、その論旨を説明したい。

菊は「新しい公共」を、「自在な楽しさや喜びといった内在的価値にふれる行為者の側からみた文化的定義」⁵⁸⁾が不在のまま、有用性の論理や規律訓練を旨に構成された官＝「公」的な「体育的公共性」⁵⁹⁾に対置する。ただし菊は「公」と「私」（あるいは「民」）とを必ずしも対抗関係では捉えていない。なぜなら二項対立的な視点の設定は「公共」を巡る自由な思考を制限し、囿らずも既存の「体育的公共性」を温存、追認してしまうからである。

菊は、「プレイとしてスポーツを楽しむ『私』の概念」⁶⁰⁾を基点としつつ、諸個人の内在的な欲求の多重性に、つまり「私」に立脚する内在は他者関係において否定されるが、しかし「内在」を欠いた「関係」は空疎で没意味的である以上、内在は否定されながらもお関係との接点を探り続けなければならないこと、に着目する。こうした内在と関係の絶えざる往還を描くことで、菊は私と公の二項対立的な公共性論の克服を試みた。この点で、私的なプレイ欲求の「内在」的意味を救出しながら、それが「関係」が織りなす公的世界とも接続し得るという菊の論理には、「楽しい」のように相対的に言語化が困難な身体的ニーズをも取り込むことで、私的なプレイと公的世界とを有機的に連携させる意図が伏在している。

とはいえ、菊の論にも幾つかの重要な課題が散見される。たとえばそれがあある種の体制内批判の域に留まり、既成のシステムを変革する視点が欠落している、とする鬼丸正明の指摘がある⁶¹⁾。この批判について菊は、スポーツとは何か、主体とは誰か、という観点から反論しているが、それでも鬼丸の批判には、第1章で述べた「体育人」が抱える問題とも呼応する重要な論点を認めることができる。

また、菊の論理には公的領域の最終的な優位が予め含意されている、という関根正美の批判も看過できない⁶²⁾。私的な身体経験までもが公的領域に引き摺りだされ、公的な価値観が私的領域へと逆流する点を危惧する関根の視点は、前章で扱った自由の問題とも結節する⁶³⁾。

こうした批判に加えて、「私（民）」の立場か

ら「官（国家）」とは別様な「共＝公」が目指されても、それは真に「開かれた」公共性には必ずしも直結しないことも併せて指摘しておきたい。この点で、日本における公共性の理解がしばしば「[万人に共通な領域としての] common なものをただちにイコール [万人に開かれた領域としての] public だと短絡してきた」⁶⁴⁾とする東島誠の見解は重要である。敷衍すれば、「プレイ」欲求を諸個人の先験的な共通感覚として一般化することは、多様性を共通性の裡に封じ込めることにもなりかねず、却って諸個人の複数性が抑圧されかねない⁶⁵⁾。

けれども、これらの指摘の妥当性を踏まえて、「生活する人間のプレイ欲求によって人間が運動とどのような関係を持ち、持とうとするのか、あるいはそのような内在的欲求をいかに関係の世界に導いていくのかは、…（中略）…実は運動世界における『公共性』を切り開いていく窓口にもなり得ている」⁶⁶⁾、という菊の主張にはなお大きな意味があろう。そしてこの枠組みにおいて、丸山のスポーツ理解もまた、かけがえのない「私」性を温存したままそれを「関係」の世界に解き放つ一助となろう。最後にこの点を扱いたい。

4-2. 「螺旋的運動」

丸山が原初的な遊戯とスポーツを質的に差異化し、またスポーツを非競争的で個人的な「達成行為」と競争的な「競技」に区分したことは先述した。ここからさらに丸山は、遊戯を幸福に満ちてはいるが本質的に内閉的な「円環運動」と捉えつつ、スポーツの場合もまた、たとえ他律的で目的志向的な状況にあっても自足的気分を味わう瞬間があり、従って「達成行為」と「競技」とは共に相補的な「螺旋的運動」の軌道を描く、と論を展開した。つまり丸山は、他律的な時空間においてなお自律性が担保される可能性を示した、とあって良い。この解釈を菊の見解と結びつけ、かつ状況と気分の順逆を変えて理解すれば、自律性（あるいは内在）を温存したまま他者との関係を切り結ぶこともまた可能である、という論理が導出されないだろうか。というより、「螺旋的運動」はこの表裏の関係

を前提としなければ駆動しないはずである。こうした「螺旋的運動」が持つ自他往還的なダイナミズムを示すにあたり、「競技」を近代の病理の徴表とみる丸山のスポーツ論を予め修正しておきたい。

西村清和は、丸山と同様にポイテンディクを援用しつつ、「ゲームの形式としての勝敗や記録は、遊び行動の目的というよりは、ゲームを遊動の往還、反復として現象させるための、いわばシーソーの天びんの支点である」⁶⁷⁾と論じ、競争の遊びと「実人生の競争の企てとは、その行動の構造において、ことなっている」⁶⁸⁾と述べた。即ちこの観点において、他者は敵手というよりむしろ、かけがえのない遊び相手である。この西村の見解を踏襲するならば、現実の「競技」が抱える問題群と競争原理それ自体とは一概に同一視できず、むしろ「競技」が「螺旋的運動」を加速させるという、能動的意味が浮上する。

加えて、「競技」が一方で「規範に対する義務と服従のエトス」であり、他方で「アゴンの原理によって支配された『相対的価値の世界』」⁶⁹⁾である、という丸山の指摘もまた、別様に定義され得る。この点で「競争の結論に到達する道程における諸々の意味創造＝探究が決定的に重要」⁷⁰⁾とする阿部悟郎の知見を踏まえれば、「競技」とは自らの比類の無さ、自他の代替不可能性を相互に示しあう絶好の機会であり、この機会を通じて遭遇する「価値ある競争相手」たる（自らの「内なる」他者も含む）「他者」もまた、単なる敵手ではない。さらに規範を取り巻くエトスは、確かに一方で義務と服従を要請するが、同時にそれは諸個人の自由な闘争の基盤としての平等も担保する。つまり、ここで重視すべきは規範形成における合意の調達の正当性であり、規範を正当化する義務や服従の論理では必ずしもない。

このような迂回路を経れば、自足的な「状況に没入した現在のなあるいは情態的な心よい気分」⁷¹⁾と、「他者」を介して相互の存在を了解した上で卓越を目指す気分との豊かな往還が可能となろう。また菊の論に引き寄せれば、たとえスポーツの「内在」が私的当為性や自己本位

性を起点とするにせよ、そこには他者関係への希求が潜在的に常駐しており、従って「内在」はその内閉性を自ら打破して「関係」へと到達し得るだろう。

丸山は、スポーツは『『存在価値の世界』を内包する『抵抗と手段の世界』という根源的な両義性の世界を投企する』という。この理解もまた、「存在価値の世界」は決して私的単位に閉じておらず、潜在的な「他者」をもって構成されているものとして読み替えられよう。それによって、「存在価値の世界」に住む「私」と、それを脅かす「抵抗と手段の世界」という二項対立的な図式を乗り越えた、より有機的な自他の関係に基づく世界の所在も明らかできよう。その意味で「螺旋的運動」の潜在的可能性は、まさにこれから改めて検討すべき課題なのかもしれない。

まとめ

本論では、丸山のスポーツ論を手掛かりに、スポーツの「力」のありようについて、複数の角度から検討してきた。この「力」は、ときに我々の豊かな生を脅かしかねない重大な問題として眼前にある。従ってそれは、スポーツの近代的な意味や、その延長上にある「いま・ここ」の位相、スポーツが示す自由の内実などを見定めながら、厳しく精査されなければならない。

ただしそれは、スポーツの自由と理想を公的には実現しないものと定めて、「私」の裡に自由を閉じ込めたり、また現実主義的な観点にのみ傾斜し、理想の在処を探る試みを放棄することを意味しない。且つ一方で、自由と理想を巡る啓蒙的性格のみが一人歩きし、スポーツをある「べき」公共性を形成するための手段と見做してもまた、スポーツの文化的豊かさやスポーツに参与する人々は窒息してしまうだろう。

スポーツがその文化的豊饒さを最大限に発揮しつつ、かつ私的な内閉性を打破して公的世界へと繋がることは可能なのか。本論の最後で考察したのは、スポーツの特性に丸山が論じた「螺旋的運動」を認めるならば、その「力」は「私」の内部に留まらず、少なくとも原理的には「関

係」を要請するのではないか、ということである。無論この結論は、「公」のありかたを巡る議論や、スポーツにおける自他の遭遇が公的世界の構築へとどう繋がるのか、といった課題への回答とはならず、また本論が極めて抽象論である点を含めて、試論の域を脱していない。しかし、我々の営為に先んじて「公」があるのではなく、予見できない出会いの連鎖によってそれが形成されるのであれば、私と他者の関係において卓越性と複数性を相互に確認し合うスポーツは、我々自身が自ら「公」へと繋がる一歩となり得る⁷²⁾。それは紛れもなくスポーツの「力」の一端だろう。

おわりに、多領野に亘る丸山の研究において、本論で扱った論考はその一端に過ぎない。たとえば、丸山が主たる研究対象としてきた幼児・児童の体育や遊戯についての論考や⁷³⁾、スポーツ参与と地域社会の関係についての諸考察には⁷⁴⁾、改めて吟味すべき知見が幾つも埋まっている。あるいは本論で活用した2論文についても、これらの論考との相関から問えば、また新たな見解が導出されることもあろう。もって今後の課題としたい。

謝辞

丸山富雄先生(1949年、東京都生)は、東京教育大学大学院体育学研究科修士課程を修了後、1977年12月に本学に着任して以来、約40年間の長きに亘り(1990年4月に教授昇任)、大学および大学院での研究・教育活動はもとより、大学院研究科長(2008年4月-2014年3月)や本学副学長(2012年4月-2013年3月)などの要職を歴任されてきた。また、ラグビー部や女子バレーボール部の部長として、あるいはそれ以外の様々な機会を通じて学生の課外活動にも積極的に携わってこられた先生は、常に学生の気持ちにより添い、学生本位の立場にいらっしやう。丸山研究室にはいつも先生を慕う学生・院生・留学生の楽しげな声に満ち溢れていたことが、その何よりの証左だろう。さらに学外では、東北地区大学ラグビー連盟副会長、柴田町スポーツ審議会会長、仙台市総合型地域スポーツクラブ助成金審査会委員、みやぎ広域ス

ポーツセンター運営アドバイザー、仙台市スポーツ振興事業団評議員、「ウォームアップ・ジャパン」プロジェクト副実行委員長および宮城県部会長なども務められ、地域社会にも多大な貢献を果たされてきた。こうした丸山先生のご経歴について、本学に着任して未だ日の浅い筆者が著すことのおこがましさを承知の上で、ご退職を記念してそのご活躍の程をここに記しておきたい。また遅筆によりその時機を逸したことをお詫びしつつ、丸山先生の親炙に浴し、数え切れないほどの教えを頂戴できたことに、改めて深謝の意を表したい。

注および参考文献

- 1) オモイ・グルーベ (永島惇正, 越川 茂樹, 岡出 美則, 市場 俊之, 滝沢 文雄, 有賀 郁敏訳) 『スポーツと人間: 文化的・教育的・倫理的側面』世界思想社, 2004, 56 頁.
- 2) 永島惇正「訳者あとがき」O. グルーベ (永島惇正・岡出美則・市場俊之共訳) 『文化としてのスポーツ』ベースボール・マガジン社, 1997, 150 頁.
- 3) 代表的な文献として、ここでは坂上康博・高岡裕之編著『幻の東京オリンピックとその時代—戦時期のスポーツ・都市・身体—』青弓社, 2009. を挙げておく.
- 4) 丸山富雄「遊びからスポーツへの機能変動に関する一考察」『仙台大学紀要』第12集, 1980, 1-14 頁. 以下の引用注では、「機能変動」, ○○頁. と表記する. なお丸山富雄「遊戯の人間学的考察について—ボイテンディクを中心に—」『東北体育学研究』第2巻第1号, 1980, 19-29 頁. も「機能変動」と同じ主題に列する論文である.
- 5) 丸山富雄「近代性のゆらぎと『遊びとしてのスポーツ』の復権」『仙台大学紀要』第32巻第2号, 2001, 1-8 頁. 以下, 注4と同様に, 「復権」, ○○頁. と表記する.
- 6) ボイテンディクの方法論は, 心理学や生理学などとも定義されるが, 本論では「機能変動」における丸山の見解を反映し, 現象学とした.
- 7) 「機能変動」, 4 頁.
- 8) 同上書, 8 頁.
- 9) 同上.
- 10) 同上.
- 11) 同上.
- 12) 同上.
- 13) 同上書, 12 頁.
- 14) 同上.
- 15) 「復権」, 2 頁.
- 16) 同上書, 7 頁.
- 17) 同上書, 4 頁.
- 18) 同上書, 6 頁.
- 19) 同上書, 3 頁.
- 20) 同上書, 5 頁.
- 21) 同上.
- 22) 同上.
- 23) 同上書, 7 頁.
- 24) 同上.
- 25) 内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」2013. ただし, 一方で推進主体の70%以上が行政や体育協会であり, また69.1%の住民は存在すら知らないことにも留意したい(笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査」2008).
- 26) 「復権」, 6 頁.
- 27) 内閣府, 2013.
- 28) 西山哲郎「分野別研究動向(スポーツ)」日本社会学会編『社会学評論』第64巻第4号, 2014, 704 頁.
- 29) 「平成28年度概算要求主要事項」文部科学省スポーツ・青少年局, 2015.
- 30) 加藤大仁「権利としてのスポーツ・政策としてのスポーツ」『慶應義塾大学体育研究所紀要』第54巻第1号, 2015, 3 頁.
- 31) 佐伯年詩雄「体育社会学の半世紀: そのあゆみから, 課題を展望する」『体育学研究』第50巻第2号, 2005, 207-217 頁. この指摘は, たとえ留保付きであれ, 「体育人」によるスポーツ政策への同調が, 結果的にしばしば政策を正当化することに繋がり, また被政策者側からみて, そうした「体育人」の姿勢が政策を保証するものと映る問題とも結節する. ハンナ・アーレントが提起した「支持者」の問題を併せて想起のこと(ハンナ・アーレント(大久保和郎・大島かおり他訳)『全体主義の起源』第3巻, みすず書房, 1972=1981, 104 頁).
- 32) 今田高俊「豊かさを捉え直す」厚東洋輔・今田高俊『近代性の社会学: 構造とゆらぎの視点から』放送大学教育振興会, 1992, 150 頁.
- 33) より精緻にみれば, 「機能変動」はプレイ論的スポーツ論から構造機能主義的スポーツ論への移行点に位置付くだろう. 後者のスポーツ論については, たとえばスポーツを通じた社会的統合

や調和といった秩序維持機能への眼差しの傾斜が、結果的に社会の諸コンフリクトへの理解を喪失させる、といった井上俊「スポーツと社会学理論」『体育・スポーツ社会学研究』第8巻、1989、211-223頁。らの見解を参照のこと。

- 34) 山下高行「『スポーツ=プレイ論』の特徴と問題点」伊藤高弘・草深直臣・金井淳二編『スポーツの自由と現代：上巻』青木教養選書、1980、89頁。
- 35) 同上。
- 36) 同上書、90頁。
- 37) 同上書、98頁。
- 38) 同上。
- 39) この点で、人間の自己疎外の克服手段としての遊戯、という見解への批判もある。たとえばギュンター・ゲバウアは、遊戯に内在する抽象的理念化の裡に、現実の遊戯やスポーツをその墮落形態とみなす契機が胚胎していると指摘する一方、土台・上部構造の分岐という図式に固執するが故に、現実の遊戯を劣悪な労働世界の反映とみなす唯物論的スポーツ論も批判した（ギュンター・ゲバウア（小松恵一訳）「労働社会における遊戯：労働と遊戯の関係の変遷」『仙台大学紀要』第28巻第2号、1997、145-156頁）。遊戯やスポーツを現実的生の世界を演劇的に提示するものとみなし、スポーツや遊戯を労働世界との「模倣」^{ミメーシス}関係に基づいて把握するゲバウアにとって、スポーツの理想態はユートピア化された過去や未来、本質に根ざすのではなく、現実にこそ演劇的に存在する。スポーツの自立性を重視し、その具体的発現から我々の生の理想を導出し「いま・ここ」に積極性を見出すこの理解は極めて興味深い。ただしゲバウアが、クリスティアーネ・アイゼンベルクの知見をもとに遊戯を「政治的な欲求をもたず、変更のポテンシャルも持たない」（同上書、155頁）とするとき、それは批判的契機を欠いたスポーツ論ともなり得る。たとえば有賀郁敏は、アイゼンベルクと論争を展開したミヒャエル・クリューガーに依拠しつつ、スポーツ史の「新しい方向」に潜む「スポーツの独自世界や固有の力動性」のイデオロギー的性格を見出す。なぜならスポーツの「政治的制約下のスポーツに固有（内在的）な「力動性」を考慮したとしても、否、考慮するがゆえに「文化的ヘゲモニーのありようは」重要な論点になりえる」からである（有賀郁敏「スポーツ史の『新たな方向』をめぐるクリスティアー

ネ・アイゼンベルクとミヒャエル・クリューガーによる誌上論争」『立命館大学産業社会論集』第46巻第1号、2010、193-195頁）。この点で、労働世界を反映した「願望」の発現は、統治の文脈においては社会統合の好機ともなり得る。敷衍すれば、ファシズムのイデオロギーであっても、それは「例外なく現実の反映であると同時に、現実のユートピア化を意味する」（久野収「ファシズムの価値意識」佐高信編『久野収セレクション』岩波現代文庫、2010、187頁）点に留意したい。

- 40) 山下、96頁。
- 41) 同上。
- 42) 山下は、プレイの価値をアントニオ・グラムシのヘゲモニー論を引き継ぐリチャード・グルノーの「構成的実践」と積極的に引き付けて解釈する。詳細は割愛するが、そこではプレイを人間の創造的能力の発現とみなしたうえで、それと社会の支配的構成との対抗関係が重視されており、支配／被支配を巡る文化闘争の弁証法的ダイナミズムが議論の対象となる。
- 43) 「復権」、3頁。
- 44) ノスタルジック・イデオロギーに関しては、丸山の児童体育に関する論考を対象として、同様の指摘がある。詳細は山梨雅枝「丸山富雄の『運動教育論』再考」『仙台大学紀要』第48巻第2号、2016、91-98頁。を参照のこと。
- 45) 同上書、25頁。
- 46) なお、本論では十分に扱いきれなかった企業スポーツの役割については、1960年代の女子バレーボールの事例に新雅史が、重要な論点を提示している（新雅史「企業スポーツの歴史社会学」『ソシオロギス』第28号、2004、135-151頁。など）。新は企業とその構成員を均質的な共同体とみる従前の見解を批判し、いわゆる「東洋の魔女」とその周辺を企業の内外の諸アクターによる闘争の物語とみなし、福利厚生やモラルの名目下で一枚岩に見える企業スポーツで生じていた、社員相互および企業内外の多様な相補・相克関係を分析した。
- 47) 「復権」、7頁。
- 48) 第三空間に理想を見出すことの問題性は、地域スポーツと企業の関係にも通底する。たとえば従前の「目的達成のための機能的発想からの支援」を否定し、「利益享受を前提としない本来のフィランソロピー、スポーツ・メセナ」（7頁）的な支援を称揚するという高邁な理想は、却ってその実現不可能性によって支援を打ち切る論

- 理へと容易に転化し得る。
- 49) 笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査」2008.
- 50) 西山, 前掲書, 704頁. なお, 自己省察の契機を欠いた「私」が「公」に取り込まれて「市民」となり, それが国家=「公」益に資する活動に「自発的」に参加することで, 社会における自己同一性の確保が図られる点なども問題だろう(中野敏男「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」『現代思想:特集市民とは誰か』5月号, 1999, 青土社, 72-93頁).
- 51) 加藤, 前掲書, 6頁.
- 52) 文部科学省「今後の地域スポーツの推進方策に関する提言(案)」2015. および「今後の地域スポーツの推進方策に関する提言(案)参考資料」2015.
- 53) なお「ヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章」(1975/76)では「スポーツに参加しない権利は, 参加する権利と同様に重要である」と明記されている. この点は坂上康博「スポーツ文化の価値と可能性:1960~70年代の国際的な宣言・憲章を中心に」『一橋大学スポーツ研究』第33巻, 2014年, 72-79頁. を併せて参照のこと. 加えてこの問題は, スポーツ基本法には国民の権利と義務に関する法規定が乏しいことを絡めて扱う必要がある。
- 54) 選択としての「しない」は「する」と同じく能動的行為だが, しばしば可視的な変化を迅速にもたらす「する」とは異なり, 「しない」の積極的意義は看過され易い. オリンピック・パラリンピックの「レガシー」を一例とすれば, その評価対象は「する」ことを前提した施策や施設等であり, 誘致「しない」という判断は最初から対象外である. しかし, スポーツ・環境・都市・経済・社会の「長期にわたる, 特にポジティブな影響」がレガシーの基準ならば, まさにそれと照合してオリ・パラを「しないとする」選択もまた, 評価の対象となりえるはずである. いまや多くの都市がオリ・パラから撤退している事実を前に, この問題は切実だろう. 重要な点は, 「しない」は「する」と同様に能動的であるにも関わらず, その顕在があたかも潜在下に留まるように見えるが故に, その意義が軽視される点にある.
- 55) たとえば松田恵示は, 西村清和の遊戯論を手掛かりに「遊びを遊ぶ」空間の創出を図ることで, 「国家=公」的な価値観に従属的な日本的公共性に代わる「新しい公共」の可能性を論じている(松田恵示『『子どものスポーツ』とは一体何か?—スポーツにおける新しい公共を考えるために—』『スポーツ社会学研究』第19巻第2号, 5-18頁). ここで注目すべきは, 諸個人の社会化過程において社会規範や道徳意識を相互に植え付けるような他者ではなく, より偶有的で思い通りにならない「他者」へと視圏が拡大され, そうした「他者」の多様性や複数性が重視されていることだろう.
- 56) 菊幸一「スポーツにおける『新しい公共』の原点と可能性」日本スポーツ社会学会編『21世紀のスポーツ社会学』創文企画, 2013, 103-123頁.
- 57) 但し, 労働と社会参加・余暇の垣根が消滅することで, 実際は社会的領域の「行動」に過ぎないものが, 価値ある「活動」として擬制される可能性もある. 詳細は, 渋谷望「〈参加への封じ込め〉ネオリベラリズムと主体化する権力」『現代思想:特集市民とは誰か』1999年5月号, 1999, 青土社, 60-72頁. を参照のこと.
- 58) 菊, 前掲書, 103頁.
- 59) 同上.
- 60) 同上書, 104頁.
- 61) 鬼丸正明「プレイ論か公共圏論か:スポーツ社会学の理論的実践的問題」『一橋大学スポーツ研究』第22号, 3-10頁.
- 62) 関根正美「スポーツにおける二つの行為領域と身体経験の世界:公的領域と私的領域をめぐる試論」『体育哲学研究』第37号, 2006, 53-60頁.
- 63) たとえば菊は, 「『健康』という表象は, …(中略)…現代生活の隅々にまで影響を及ぼす『公』の絶対性として機能する」としつつも, 健康が「スポーツそれ自体の楽しさ, 喜びに動機づけられていく」ことを期待する. この見解の妥当性には十分な批判的留保が必要だろう.
- 64) 東島誠『公共圏の歴史的創造:江湖の思想へ』東京大学出版会, 2000, 226-227頁.
- 65) 菊は「スポーツの文化的魅力を十分に享受できない人々のありようを, スポーツ嫌いの人々やスポーツへの無関心層の意見を幅広く聴取することを含めて」スポーツ基本法の意味を問い直しつつ, 「スポーツを欲求し必要とする, いわば人々のニーズや需要サイドの論理, あるいはその自己目的性」に基づくスポーツの公共性概念の構築を唱える. この見解の妥当性は, 注31で示した「支持者」問題と絡めて慎重に検討すべきだろう.

- 66) 菊幸一「体育社会学からみた体育・スポーツの『公共性』をめぐるビジョン」『体育の科学』第51巻第1号, 2001年, 28頁.
- 67) 西村清和『遊びの現象学』勁草書房, 1989, 315頁.
- 68) 同上.
- 69) 「機能変動」, 11頁.
- 70) 阿部悟郎「第14章: スポーツと卓越性」大橋道雄『体育哲学原論—体育・スポーツの理解に向けて—』不昧堂出版, 2011, 128-129頁.
- 71) 「機能変動」, 10頁.
- 72) ひとつの手掛かりとして, アーレントの公共概念に即して, 公共性の予測不可能性の評価を巡る石田雅樹の公共性論がある(石田雅樹『公共性への冒険: ハンナ・アーレントと《祝祭》の政治学』勁草書房, 2009, 137-138頁). 主体と客体が複雑に入り混じり, 既成のアイデンティティを打ち破るスペクタクルが, 日常生活における「人々が複数存在しているところで生起する契機が『潜在』し, 『偏在』している」ことへの評価は, 合意形成を前提としない他者の徹底的な異質性に基づく公共のありかたや, 理性的な「輿論」だけではなく欲求/欲望に基づく「世論」が形成される意義, あるいは注39の末尾とも繋がるファシスト的公共性などの問題を含めて, さらに検討されるべきだろう.
- 73) 丸山富雄「運動教育とその適用に関する研究」『東北体育学研究』第8巻第1号, 1986. 丸山富雄・梶原敏雄(共著)『幼児・児童の運動教育: 理論と実際』不昧堂, 1990. など.
- 74) 丸山富雄「社会階層およびライフスタイルからみた一般成人のスポーツ参与」菅原禮編著『スポーツ社会学への招待』不昧堂出版, 1990, 167-203頁. 丸山富雄・菅原禮・日下裕弘「スポーツ参与者の階層構造に関する研究」『仙台大学紀要』第18集, 1986, 11-23頁. 丸山富雄「体育の社会的構造と機能: 体育はなぜ存在するか」森川貞夫・佐伯聰夫編著『スポーツ社会学講義』大修館書店, 1988, 135-146頁. などの著作が挙げられる.

(2017年11月30日受付)
(2018年1月30日受理)